

いちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会（ホッケー競技）宿泊等業務委託仕様書

1 目的

日光市で開催する2021年度全日本社会人ホッケー選手権大会（以下「大会」という。）の宿泊・弁当に係る業務に万全を期すことを目的として、次の事項を定める。

- (1) 第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、この仕様書により宿泊・弁当に関する斡旋手配業務を外部業者（以下「受託業者」という。）に委託する。
- (2) 宿泊・弁当に関する紛議等が生じた場合は、実行委員会及び受託業者が責任を持って斡旋、調停に当たる。
- (3) 受託業者は、円滑運営と事故防止のため、業務内容と安全対策を明文化し、実行委員会に提示することとする。また、緊急事故発生時の体制についても同様とする。
- (4) 実行委員会と緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊等業務について万全を期する。

2 件名

いちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会（ホッケー競技）宿泊等業務委託

3 発注者

第77回国民体育大会日光市実行委員会

4 対象者

受託業者が斡旋・手配する対象者は、大会に参加する選手、監督、コーチなどのチーム関係者及び大会役員などとする。

5 履行期間

契約日の翌日から令和3年9月30日まで

6 業務内容

- (1) 大会における宿泊・弁当募集受付管理業務
- (2) 募集要項等の作成業務
- (3) 入金管理業務（宿泊施設回答書及び請求書の送付ならびに料金の収受、領収書の発行等）
- (4) デスク斡旋員の派遣業務（変更・取消の受付）

7 委託料

本業務に係る経費は、受託業者が宿泊施設及び弁当調製施設業者から得る手数料により賄うものとする

8 宿泊場所の選定及び確保

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ)
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内近隣市町村の旅館等を利用、又は研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 受託業者は、宿泊施設を事前に確保し、適宜連絡調整を行う。
- (4) 風紀上、衛生上の条件や防火安全体制が不備と認められる宿舎は利用しないものとする。

9 宿泊料金及び配宿

宿泊料金及び配宿等については、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

- (2) 宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
宿泊 営業 施設	税抜	3,000円～15,000円	2,100円～10,500円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	3,300円～16,500円	2,310円～11,550円	

- (3) 宿泊場所は宿泊料金（上記料金表）別の希望制（第1希望から第3希望まで）により受託業者にて宿泊人数に合わせて手配する。疑義がある場合は、実行委員会との協議で決定する。
なお、宿泊希望が混み合った場合は先着順を原則とする。
- (4) 申込み後の食事の欠食（宿泊料金からの控除）はしないものとする。
- (5) 宿泊場所から競技会場までの送迎は、応相談（料金等）とし可能な限り対応する。
- (6) バス乗務員は別の宿泊先になる場合もあるものとする。
- (7) 宿泊取扱期間は、令和3年9月17日（金）から令和3年9月21日（火）までとする。（競技日程は9月18日～22日）

但し、対象者から前泊及び後泊の依頼があった場合は受託業者で対応するものとする。

- (8) 食事の時間等は、大会参加者と密接な連絡を取り競技に支障をきたさないよう調整を行う。

10 宿泊取消料

大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は実行委員会と受託業者で協議し、決定する。

11 昼食弁当

- (1) 大会参加者に提供する食事は安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食弁当の手配については、食品衛生法に基づく営業許可を受けた事業者を選定するものとし、衛生管理を徹底するものとする。
- (3) 昼食弁当のメニューは、実行委員会と受託業者で相談し決定することとする。

	1食(税込み)	備考
日替わり弁当	800円	お茶付

- (4) 昼食弁当は競技会場内の弁当引換所で11時から12時30分の間に、弁当引換券により確認し渡す。空箱は14時まで同引換所に返却し、処理することとする。
- (5) 弁当引換券は、監督会議時などで渡すこととする。
- (6) 注文以外の当日の販売は行わないこととする。

12 昼食弁当取消料

昼食弁当の取消料は実行委員会と受託業者で協議し、決定する。

13 宿泊、昼食弁当の変更

宿泊人数や昼食弁当数の変更については、受託業者で調整をする。

14 新型コロナウイルス感染防止対策

- (1) 宿泊施設の選定においては、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟)」の遵守ができる宿泊施設を選定する。
- (2) 今後、関係機関により配宿等業務に係る新型コロナウイルス対応のガイドラインが示された場合は、遵守ができる宿泊施設の選定をする。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策に配慮し、実行委員会と受託業者が懸案事項を協議し、対応

策について検討を行うこととする。

15 申込・受入方法

- (1) 宿泊、昼食弁当ともに指定の申込書に必要事項を記入し、電子メール、または FAX で受託業者へ申込みをする。
- (2) 申込み期限は、一次締切りと最終締切りの2回とし、締切りの期日は実行委員会と受託業者で相談し、決定することとする。
- (3) 申込み後、受託業者が参加チームへ「回答書」及び「請求書」を送付することとする。参加チームは「回答書」を確認の上、請求金額を指定金融機関口座へ振込むこととする。
- (4) 振込手数料は参加チーム負担とすることとする。

16 成果品

- (1) 宿泊申込要項データ (Microsoft Excel)
- (2) 宿泊申込書 (Microsoft Excel)
- (3) 弁当申込要項データ (Microsoft Excel)
- (4) 弁当申込書及び引換券 (Microsoft Excel)
- (5) 各種実績 (Microsoft Excel)
- (6) その他、実行委員会が必要とするデータ

17 その他

- (1) その他、必要なことについては実行委員会と受託業者で協議する。

18 留意事項

- (1) 本業務を実施するにあたり、受託者は実行委員会と協議し、実行委員会の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報等秘密事項は、他人に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、その責に帰すべき事由により実行委員会及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (4) 業務場所、業務内容に変更が生ずる場合は、別途実行委員会と協議し、処理するものとする。
- (5) 法及び関係法令を遵守すること。
- (6) 本仕様書に明示されていない事項又は記載内容に疑義が生じる場合、その都度、実行委員会と協議のうえ決定するものとする。